

富士見市びん沼自然公園
整備工事（設計・施工）
公募型プロポーザル実施要領

令和2年7月

富士見市まちづくり推進部まちづくり推進課

富士見市びん沼自然公園整備工事（設計・施工）

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

富士見市北東部のびん沼川に隣接する「びん沼自然公園」では、河川空間と一体となり、多くの人々が訪れ、交流し、様々なサービスの提供の場となる整備を推進しているところであり、市では、さらなるびん沼自然公園周辺地域の魅力向上・活性化を目的として、民間活力の導入による公園整備を検討してきたところである。

本事業では、これまでの検討を踏まえた公園整備の実施にあたって、限られた事業費を最大限に有効活用し、公園利用者の利用者サービス向上に資する施設整備を行うため、工事請負候補者の選定にあたって、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された事業提案を一定の基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施する。

2 プロポーザルの概要

(1) 名称

富士見市びん沼自然公園整備工事（設計・施工）

(2) 業務場所

富士見市びん沼自然公園

(3) 業務内容

本工事は、事業者提案に基づき、公園管理施設及びパークゴルフ場の設計・施工を一括発注（デザインビルド）方式の工事と、別途、市が提示する設計図書に基づき、公園施設の施工を一括に行うものとする。

(4) 工事概要

以下に示す内容とする。

- ・公園管理施設及びパークゴルフ場の設計・施工及び監理業務
- ・その他公園施設について、市の設計図書に基づく施工（事業者提案を含む）

(5) 履行期間

契約日から令和4年3月25日（金）まで

(6) 総事業費（上限額）

985,000,000円以内（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む）

（令和2年度 415,000,000円
令和3年度 570,000,000円）

(7) プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

3. 業務の全体スケジュール

公募及び全体スケジュールは以下の予定です。ただし、都合により変更となる場合があります。

項目	スケジュール
公募要領の公表	令和2年7月 1日（水）
参加表明受付	令和2年7月 1日（水）～ 7月17日（金）
現地説明会	随時（希望者は連絡下さい）
質問の受付	令和2年7月 1日（水）～ 7月10日（金）
質問に対する回答期限	令和2年7月15日（水）
企画提案書の受付	令和2年7月20日（月）～ 7月27日（月）
企画提案書の評価（審査）	令和2年7月30日（木）
受注候補者選定結果の公表	令和2年8月 3日（月）
仮契約の締結	令和2年8月 7日（金）
契約の締結	令和2年9月下旬（富士見市議会による議決の後）
施設の設計・施工	令和2年9月下旬 ～ 令和4年3月下旬
供用開始	令和4年4月～

4 参加資格

(1) 本事業を行う能力を有するグループで構成して応募してください。

グループの構成は代表企業＋協力企業又は共同企業体とします。

ア グループは富士見市内に本社、本店を有する法人を少なくとも1つ以上含めて構成してください。

イ グループの応募の構成団体及び構成員は、他のグループ等とのグループ応募、又は単独応募はできません。

ウ 各構成団体が、(2)の事項を満たすこと。但し、エの条件については、土木工事及び建築工事の入札参加資格及び特定建設業の許可について、同一の法人でなくてもよい。また、オの条件については、構成団体の少なくとも1以上の団体が資格を満たすこと。

(2) 構成員に参加できるものは、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）に規定するものに該当しないものであること。

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから3年以上を経過していること。

ウ 本店所在地が日本国内であること

エ 平成31・32年度富士見市競争入札参加資格者として登録され、申請区分「建設工事」、申請業種「建築一式工事」及び「土木一式工事」の競争入札参加資格を有すると認定された者であり、かつ建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、建築一式工事及び土木一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

オ 公園管理施設の設計について、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生又は再生の手続をしている法人等に該当しないこと。
- キ 富士見市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人等に該当しないこと。
- ク 富士見市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 36 号）第 2 条第 1 号に該当しないもの
- ケ 消費税、地方消費税、市税及び法人税を滞納していないこと。

5 参加申請

(1) 受付期間

令和 2 年 7 月 1 日（水）から令和 2 年 7 月 17 日（金）まで（土曜日・日曜日及び休日は除きます。）

申請の受付は、午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（正午から午後 1 時まででは除きます。）

(2) 提出先

提出は、持参又は郵送とします。

提出先は、下記までお願いします。

〒354-8511

富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1（市役所分館 3 階）

富士見市まちづくり推進部まちづくり推進課

T E L 0 4 9 - 2 5 1 - 2 7 1 1（内線 4 4 3・4 5 4）

※持参の場合には書類の確認を行いますので、申請に際しては事前に連絡の上ご持参ください。

6 提出書類等

参加申請する際には、別に配布する仕様書を参考にし、以下の書類を正本・副本各一部ずつ提出してください。

グループ申請は、構成団体を記載した資料（任意様式）を添付してください。

営利活動を目的とする法人にあっては、以下の書類を全て提出するものとします。なお、営利活動を目的とする法人以外にあっては、以下の書類に該当する書類がない場合は、これに類する書類を提出するものとします。

- (1) 参加表明書（様式第 1 号）
- (2) 法人・団体概要書（様式第 3 号）
- (3) 関連業務実績概要書（様式第 4 号）
- (4) 実施体制調書（様式第 5 号）
- (5) 配置予定技術者届出書（任意様式）

■法人の場合

- ① 法人の登記簿謄本
- ② 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ③ 申請の日の属する事業年度の直近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- ④ 納税証明書

⑤ その他市長が必要と認める書類

■法人以外の団体の場合は

- ① 団体の設立を定めた規約その他これらに類する書類
- ② 申請の日の属する事業年度の直近の事業年度の収支決算書
- ③ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- ④ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

7 質疑及び回答

本要領及び要求水準書の内容に不明な点がある場合は、次の方法により質問を受付ます。

(1) 質問期間

令和2年7月 1日(水)～ 令和2年7月10日(金) 17時まで

(2) 提出先

富士見市まちづくり推進部まちづくり推進課

T E L 049-251-2711 (内線443・454)

E-mail: seibi@city.fujimi.saitama.jp

(3) 提出方法

質問書(様式第2号)に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールにて提出すること。

その際、電子メールの件名に「びん沼自然公園プロポーザル質問書」と記載すること。

※受信確認のため、電話にて提出した旨を連絡すること。

(4) 回答方法

提出された質問書に対する回答は、随時、富士見市ホームページにて公開する。

最終回答日 令和2年7月15日(水)

8 企画提案書

本プロポーザルに参加するもの(以下「企画提案者」という)は、企画提案書(様式第6号)を作成し、提出すること。提案数は、1グループにつき1案に限る。

(1) 提出期間

令和2年7月20日(月)から令和2年7月27日(月)まで(土曜日・日曜日及び休日は除きます。)

申請の受付は、午前9時から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除きます。)

(2) 提出先

提出は、持参又は郵送とします。

提出先は、下記までお願いします。

〒354-8511

富士見市大字鶴馬1800番地の1(市役所分館3階)

富士見市まちづくり推進部まちづくり推進課

T E L 049-251-2711 (内線443・454)

※持参の場合には書類の確認を行いますので、申請に際しては事前に連絡の上ご持参ください。

(3) 提出書類

提出書類は次の①～⑥で構成する

- ① 企画提案書（グループの代表者は統括役割を担うとし、各構成員の役割分担についても記載すること）
- ② 提案内容の概要図（レイアウト、建物間取予定図、完成予想イラストなど） ※公園管理施設及びパークゴルフ場
- ③ 製品の概略寸法、材質等のわかる図面 ※公園管理施設及びパークゴルフ場
- ④ 工事費内訳書 公園管理施設、パークゴルフ場とその他公園施設で、内訳を分けること
- ⑤ 計画工程表
- ⑥ その他提案施設に関する概要図、仕様に関する資料（提案する場合のみ）

(4) 提出部数

- ・ 提案書正本（①～⑥をつづったもの）【会社名記載あり押印あり】 1部
（代表企業+協力企業の場合は代表企業の押印）
 - ・ 提案書副本（①～⑥をつづったもの）【会社名記載なし押印なし】 12部
 - ・ 提案書副本電子データ（PDF形式） 一式（CD-R等で提出）
- ※提案書副本は、審査で利用するため、すべての書類において、会社名等の特定できる記載および押印は行わないこと。（部数等要調整）

9 審査及び選定方法等

(1) 受注候補者の選定にあたっては、提出された企画提案書および受注候補者庁内選定委員会（以下「選定委員会」という）でのプレゼンテーションを実施し、選定を行います。

(2) 審査の手続

ア 申請書類の確認

申請書類については、富士見市まちづくり推進部まちづくり推進課で書類確認、参加資格等の確認を行います。

※参加資格の有無については、ご連絡の上、書面にて通知します。

イ 書類審査（一次審査）

応募者多数の場合には、まちづくり推進部まちづくり推進課にて書類審査（一次審査）を行います。書類審査（一次審査）の結果に基づく上位5者程度を選定し、（二次審査）を行うこととします。なお、一次審査の得点を二次審査へ持ち越すことはありません。

ウ 提案審査（二次審査）

選定委員会による提案審査を実施します。（応募者多数だった場合には、一次審査で選定された者）（7月30日（木））

提案審査では、プレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションの出席者はグループの代表者を含む4名以内までとさせていただきます。ヒアリングの時間については、参加資格確認後にご連絡いたします。

なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合でも選定を行うものとし、ただし、選定委員の評価点の平均が、60点未満となった場合は受注候補者とはしないこととします。

エ 候補者の選定

提案審査終了後、最優秀提案（第1位）の者を受注候補者として選定します。

※応募者が少数の場合、書類審査とプレゼンテーションを同時に行う場合があります。

1.0 選定審査対象除外

次に掲げる事項に該当するときは選考対象から除外いたします。

- (1) 申請書類に虚偽の記載が明らかになったとき。
- (2) この要項に違反、又は著しい逸脱が明らかになったとき。
- (3) 提出期間内に必要な書類が整わなかったとき。
- (4) その他不正行為が認められたとき。

1.1 選定結果の通知・公表

(1) 事業者選定

選定は、選定委員会での評価を基に、評価点の高い順に順位を決定し、最高得点の提案者を受注候補者として、第2位を次点候補者とします。

審査の結果、最高点のものが同点で2者以上ある場合は、評価項目の「全体コンセプト」の得点が高いものから順に受注候補者、次点候補者を決定します。それでもなお、同点の場合、工事費内訳書の金額の低い提案者を受注候補者とします。

(2) 選定結果の通知予定時期

選定結果については、令和2年8月3日付け文書でお知らせします。

また、選定結果について、富士見市ホームページに掲載します。

1.2 契約相手方の決定

- (1) 「1.1. 選定結果の通知・公表」において特定した受注候補者から見積書を徴し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- (2) 契約はプロポーザルの内容・価格等に準拠して締結されるものとする。
- (3) 受注候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積書を徴収し随意契約を行うものとする。

1.3 留意事項

(1) 接触の禁止

選定委員、本市職員及び本件関係者に対して、本件案件についての接触を禁止します。

接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

(2) 虚偽の記載をした場合の無効

申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(3) 追加文書の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(4) 資料等の目的外使用の禁止

本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

(5) 費用負担

本プロポーザルの参加に関する費用は、すべて企画提案者の負担とします。

(6) 提出された書類等の取扱い・著作権

- ・提出された書類等の著作権は、各申請者に帰属します。
 - ・本プロポーザルに関する公表・展示及びその他本市が必要と認める場合には、提案者の承諾を得ずに、企画提案書並びに提案内容の概要図等を無償で使用できるものとします。
 - ・提出された書類等については、お返しできません。
 - ・提出された書類等については、富士見市情報公開条例（平成 13 年富士見市条例第 26 号）の基づく情報公開の請求により開示することがあります。
- ただし、富士見市個人情報保護条例（平成 15 年富士見市条例第 3 号）の保護措置の規定のものを除きます。

14 問い合わせ先

富士見市まちづくり推進部まちづくり推進課

T E L 0 4 9 - 2 5 1 - 2 7 1 1 (内線 4 4 3 ・ 4 5 4)

F A X 0 4 9 - 2 5 1 - 2 7 2 6

E-mail : seibi@city.fujimi.saitama.jp